

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業 基本協定書(案) 質問回答

No	本編	別記 様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		1	3	3		事業者の設立	会計監査人の選任が求められておりますが、会社法において会計監査人の設置が義務付けられているのは大会社、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社になりますので、本事業を行うSPCには設置義務はなく、会計監査人を設置する場合は登記費用等のコストも発生します。また、事業契約書においても公認会計士又は監査能力ある第三者の会計監査とされていることから、会計監査人の設置は不要としていただけないでしょうか。	監査役の選任でよいこととします。
2	○		1	3	3		事業者の設立	会計監査人を選任させとあるが、会計監査人は大会社等において求められるもので、本事業で設立するSPCは大会社に該当せず、会計監査人設置会社の建付けは過剰と考えます。ついては、「監査役の選任」にしていただけないでしょうか。	監査役の選任でよいこととします。
3	○		2	5	2		業務の委託、請負	本契約の後に、速やかに、「前項に定める各業務に係る受託者又は請負人と事業者との間において、各業務に関する委託契約若しくは請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとする。」とありますが、設計、建設、維持管理、運営で業務の始期が異なることから、設計以外の業務については、然るべき適切なタイミングで締結することによろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
4	○		3	7	1		出資者保証書等	事業契約の本契約確定日は議決日の理解でよろしいでしょうか？ また、よい場合、出資者保証書の記載日付を議決日として、後日速やかに提出という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
5	○		5	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業予定者に対し賠償金を請求すると記載されておりますが、帰責者に対し請求される理解でよろしいでしょうか。	事業者内での取り扱いは各事業者内の判断によります。